

改定のご案内 - 別紙1

J R 東日本グループ団体保険 スーパーグリーン保険
制度改定前後の補償内容等の主な相違点

制度改定前後の主な補償内容の相違点をご案内いたします。改定後の補償内容の詳細は、「スーパーグリーン保険 総合カタログ」等をご確認ください。

制度改定後の保険料は、以下のご確認方法よりご確認くださいますようお願いいたします。

新制度移行後保険料のご確認方法	
JR東日本現職社員の皆様	9月上旬に東京海上日動からJoi-Netのメールアドレスへお送りするメールより、Webシステム（お手続きサイト）へアクセスいただき、ご確認ください。
JR東日本グループ会社現職社員の皆様	同封の「スーパーグリーン保険 更新内容のご案内」に記載の保険料をご確認ください。もしくは二次元コードより、Webシステム（お手続きサイト）へアクセスいただき、ご確認ください。
退職者の皆様	同封の「スーパーグリーン保険のご案内（加入依頼書）」に記載の保険料をご確認ください。

補償 種類	対象 タイプ	補償項目	改定前制度（旧制度） 2025年12月1日始期契約まで						★改定後制度（新制度）★ 2026年12月1日始期以降	
			（前保険会社）三井住友海上		（前保険会社）損保ジャパン		（前保険会社）東京海上日動		東京海上日動 団体総合生活保険	
			特約（保険金）名	主な相違点	特約（保険金）名	主な相違点	特約（保険金）名	主な相違点	特約（保険金）名	主な相違点
医療 補 償	全 タ イ プ	疾病入院	疾病入院保険金	■1回の入院の支払限度額日数：180日（ <u>1回の入院につき入院初日から1,095日以内の実入院日数</u> ） ■疾病入院保険金日額：3,000円、5,000円、10,000円（ご加入プランによります。）	疾病入院保険金	■1回の入院の支払限度額日数：180日（ <u>初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります</u> ） ■疾病入院保険金日額：3,000円、5,000円、10,000円（ご加入プランによります。）	移行前後で原則変更なし		疾病入院保険金	■1回の入院の支払限度額日数：180日（ <u>通算限度日数なし</u> ） ■疾病入院保険金日額：3,000円、5,000円、10,000円（ご加入プランによります。）
		疾病手術	疾病手術保険金	■入院中の手術：疾病入院保険金日額×10 ■入院中以外の手術：疾病入院保険金日額×5	疾病手術保険金	■入院中の手術：疾病入院保険金日額×10 ■入院中以外の手術：疾病入院保険金日額×5			疾病手術保険金	■入院中の手術：疾病入院保険金日額×10 ■入院中以外の手術：疾病入院保険金日額×5 ■ 重大手術：疾病入院保険金日額×40
		一時金	疾病入退院時一時金	■「疾病入院」の状態に該当した場合 ■「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ■ 「疾病入院」の状態が365日を超えた場合に一時金をお支払い ■ 一時金：2.5万円、5万円、7万円（ご加入プランによります）	補償なし		補償なし		入院一時金	■病気やケガで1日以上入院した場合に一時金をお支払いします。 ■ 一時金：3万円（全タイプ一律）
		放射線治療	疾病放射線治療保険金	■病気の治療のために放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。 ■疾病入院保険金日額×10	疾病手術保険金	■病気の治療のために放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。 ■入院中の放射線治療：疾病入院保険金日額×10 ■入院中以外の放射線治療：疾病入院保険金日額×5	移行前後で原則変更なし		放射線治療保険金	■病気やケガの治療のため放射線治療を受けられた場合に保険金をお支払いします。 ■疾病入院保険金日額×10
		先進医療	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金	■先進医療・拡大治験・患者申出療養に要する費用等、 交通費・宿泊費等実費 （実際にかかった費用）をお支払いします。 ■支払限度額：1,000万円	先進医療等費用保険金	■先進医療や臓器移植に係る費用をお支払いします。（ 交通費 などを含みます。） ■ 支払限度額：400万円	総合先進医療保険金	■病気やケガで先進医療を受けたときに保険金をお支払いします。 ■ 支払限度額：700万円	総合先進医療保険金	■病気やケガで先進医療を受けたときに保険金をお支払いします。 ■ 支払限度額：1,000万円
	オ プ シ ョ ン	特定疾病不担保	特定疾病不担保特約	被保険者によっては付帯あり	特定疾病不担保特約	被保険者によっては付帯あり	特定疾病不担保特約	被保険者によっては付帯あり	特定疾病不担保特約	一律なし ※前契約東京海上日動の方は、システム都合により、前契約の満期日（2026年12月1日0時～）から特定疾病不担保特約を削除（オールリスク化）しています。
		三大疾病	三大疾病上乗せ補償	■三大疾病（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）の場合、 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金）および疾病入退院時一時金を2倍 にしてお支払いします。	三大疾病上乗せ補償	■がんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中と診断され、入院したときに 一時金 をお支払いします。 ■ 一時金：100万円	移行前後で原則変更なし		三大疾病一時金	■がんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中と診断され、入院したときに 一時金 をお支払いします。 ■ 一時金：100万円
		女性疾病	女性特定疾病上乗せ補償	■女性特定疾病（一部を除くがんに加えて、子宮筋腫、貧血、腎炎、流産、分娩の合併症など特約記載の病気）の場合、 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金）および疾病入退院時一時金を2倍 にしてお支払いします。	補償なし		補償なし		女性入院保険金	■一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器のがん等）の他、糖尿病等所定の病気で1日以上入院したときに保険金をお支払いします。 ■ 女性入院保険金日額：疾病入院保険金日額と同額
									女性形成治療保険金	■病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けたときに保険金をお支払いします。 ■ 保険金額：女性入院保険金日額×20または×40（手術の種類によります。）

補償 種類	対象 タイプ	補償項目	改定前制度（旧制度） 2025年12月1日始期契約まで						★改定後制度（新制度）★ 2026年12月1日始期以降	
			（前保険会社）三井住友海上		（前保険会社）損保ジャパン		（前保険会社）東京海上日動		（移行後）東京海上日動	
			特約（保険金）名	主な相違点	特約（保険金）名	主な相違点	特約（保険金）名	主な相違点	特約（保険金）名	主な相違点
医療 補償	オプション	生活習慣病／ 成人病	補償なし		生活習慣病上 乗せ補償	■ 特定生活習慣病（がん、高 血圧性疾患、糖尿病、脳血管 疾患、心疾患）を被った場合、 基本補償の入院保険金日額に さらに1日あたり3,000円上乗 せ 補償します。また、上記の疾病 により手術を受けた場合は種類 に応じた手術保険金も上乗せし てお支払いします。	補償なし		成人病入院保 険金	■ がん、糖尿病、心疾患等、所 定の成人病で1日以上入院した ときに保険金をお支払いします。 ■ 成人病入院保険金日額：疾 病入院保険金日額と同額
		葬祭費用保険 金	葬祭費用保険 金	■ 傷害または疾病 により死亡し 親族が葬祭費用を負担した場 合に保険金をお支払いします。 ■ 支払限度額：300万円	葬祭疾病費用 保険金	■ 被保険者本人が 病気 で亡くな られ、親族の方が葬祭費用を負 担した場合に保険金をお支払い します。 ■ 支払限度額：300万円	葬祭費用保険 金	■ 病気やケガ で死亡し、親族が 葬祭費用を負担したときに保険 金をお支払いします。 ■ 支払限度額：300万円	葬祭費用保険 金	■ 病気やケガ で死亡し、親族が 葬祭費用を負担したときに保険 金をお支払いします。 ■ 支払限度額：200万円
がん 補償	オプション	がん診断保険金	がん診断保険金	次のいずれかのがんと診断確定された 場合に保険金をお支払いします。 （保険期間中にがんと診断確定され た場合に限ります。） ①保険期間の開始時（＊１）以降 に初めて罹患したがん ②再発したがん（＊２） ③転移したがん（＊３） ④既払がん（＊４）とは全く別のが ん （注）がん診断保険金を補償する加 入タイプに継続加入の場合で、前回の 保険金支払事由該当日（＊５）か ら、 その日を含めて1年以内に再び 上記①から④までのいずれかのがんと 診断確定されたときは、保険金を支 払いません。 （＊１）がん診断保険金を補償する加入タイプに 継続加入された場合は、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間の開始時とします。 （＊２）「再発したがん」とは、がんを治療した結 果、一旦がんが認められない状態となり、その後再 発したと診断確定されたがんをいいます。 （＊３）「転移したがん」とは、他の部位・臓器 （＊６）に転移したと診断確定されたがんをいま す。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがん が発生していた場合は含みません。 （＊４）「既払がん」とは、継続加入してきた最初 のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断 確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 （＊５）継続加入してきた最初のご契約からこの 保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既 に保険金を支払ったがんと診断確定された日のう ち、この保険契約の始期日に最も近い日をいま す。 （＊６）同一の種類の部位・臓器が複数ある場 合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	がん診断保険金	保険期間中に 初めてがんと診断確定 された場合、またはがんと診断確定さ れその治療を直接の目的として入院 を開始された場合 、がん診断保険金 額をお支払いします。なお、 2回目以 降のがん診断保険金のお支払いは、 保険金の支払事由に該当した最終 の日からその日を含めて2年以内に 該当した支払事由については、保険 金をお支払いしません が、保険金の支 払事由に該当した最終の日から その 日を含めて2年を経過した日の翌日 にがんの治療を直接の目的として継 続して入院中の場合は、保険金をお 支払 いします。	移行前後で原則変更なし		がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態 に該当した場合に保険金をお支払いし ます。 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場 合において、この保険契約が継続さ れてきた最初の保険契約（初年度契 約）から継続前契約までの連続した 継続契約のいずれかの保険期間中に 既に診断確定されたがん（原発が ん）が、治療したことにより、がんが 認められない状態となり、その後初め てそのがんが再発または転移したと診 断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新た に生じたと診断確定された場合 ただし、がん診断保険金のお支払い は保険期間（原則1年間）を通じて 1回に限りです。また、支払事由に該 当した最終の診断確定日からその日 を含めて1年以内であるときは、がん 診断保険金をお支払いできません。
		保険開始前のがん 診断確定の取り扱 い	規定なし		保険開始前のがん 診断確定の取り扱 い	ご加入初年度の保険期間の開始日 の前日までにがんと診断確定されて いた場合は、被保険者（保険の対象と なる方）がその事実を知っているまたは 知らないとにかかわらず、がん診断保険 金支払特約・三大疾病診断保険金 支払特約は無効（これらの特約のす べての効力が、ご加入時から生じな かったものとして取り扱うことをいま す。）となります。この場合において、 告知前にご契約者または被保険者が その事実を知っていたときは、すでにお 支払いいただいた保険料を返還しませ ん。ただし、ご加入初年度の保険期 間の開始日からその日を含めて5年が 経過し、その期間内に被保険者ががん と診断確定されなかった場合は、この 「無効」の規定を適用しません。	移行前後で原則変更なし		保険開始前のがん 診断確定の取り扱 い	がん補償が継続されてきた最初のご加 入（初年度契約といいます。）の保 険始期前に、保険の対象となる方がが んと診断確定されていた場合、がん補 償のご加入は無効となります。
		がん通院補償	補償なし		補償なし		がん通院保険金	■ がん通院保険金日額：3,000円、 5,000円、10,000円（ご加入プラン によります。）	がん通院保険金	■ がん通院保険金日額：5,000円、 10,000円（ご加入プランによりま す。） ※3,000円プランは廃止し、5,000 円へ変更となります。
		患者申出療養	※医療補償の「先進医療・拡大治験・患者申出療養費 用保険金」にて補償あり		補償なし		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者 申出療養を受けられた場合に、患者申出療養にかかわる 技術料について保険金をお支払いします。ただし、保険期 間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。	新制度では補償なしとなります。		
介護 補償	オプション	介護一時金	補償なし		介護一時金	所定の要介護状態*に該当した場合 に、保険金の支払対象となります。 *以下の①または②のいずれかに該当 した場合をいいます。 ①公的介護保険制度を定める法令に 規定された要介護状態区分の要介護 2から5までに該当する認定を受けた 場合 ②損保ジャパンが定める所定の要介 護状態となり、その要介護状態に該当 した日からその日を含めて90日を超え て継続した場合	移行前後で原則変更なし ※新規販売停止プラン（K100、K200、K300）へご加 入の方も補償内容に変更ございません。		介護一時金	公的介護保険制度に基づく要介護 2以上の認定を受けた場合または東 京海上日動が定める所定の要介護 状態（要介護2用）と診断され、そ の状態が90日を超えて継続した場 合に保険金（一時金）をお支払いし ます。
		所得補償 全般	原則同等補償で移行		補償なし		補償なし		原則同等補償で移行	

この文書は、団体総合生活保険の概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、代理店までご連絡ください。）ご加入（同じ内容で更新する場合を含みます。）にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。重要事項説明書には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、およびお客様にとって不利益となる事項など、特にご注意頂きたい情報を記載しております。ご不明な点がある場合は、代理店までお問い合わせください。保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

代理店：株式会社JR東日本商事（フリーダイヤル 0120-989-678） 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 26TX-002410 2026年8月作成